

碧南市企業再投資促進事業補助制度

碧南市では、長年にわたり地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、再投資を支援する補助制度を制定しました。

- 補助対象分野■ ※製造業またはソフトウェア業に限ります
- ・自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等の分野
 - ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種として指定された分野。(裏面参照)

中小企業

■要件■

- ・ 県内市町村に20年以上かつ、市内におおむね10年以上継続して立地していること。
- ・ 工場・研究所を新增設するための投資額が1億円以上であること。
- ・ 25人以上の常用雇用者数であること。

■補助金の額■

- ・ 土地を除く固定資産取得費用※の10%以内
(千円未満切捨)
- ※新增設に係る工場設備費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む。
- ・ 補助限度額・・・10億円

大企業

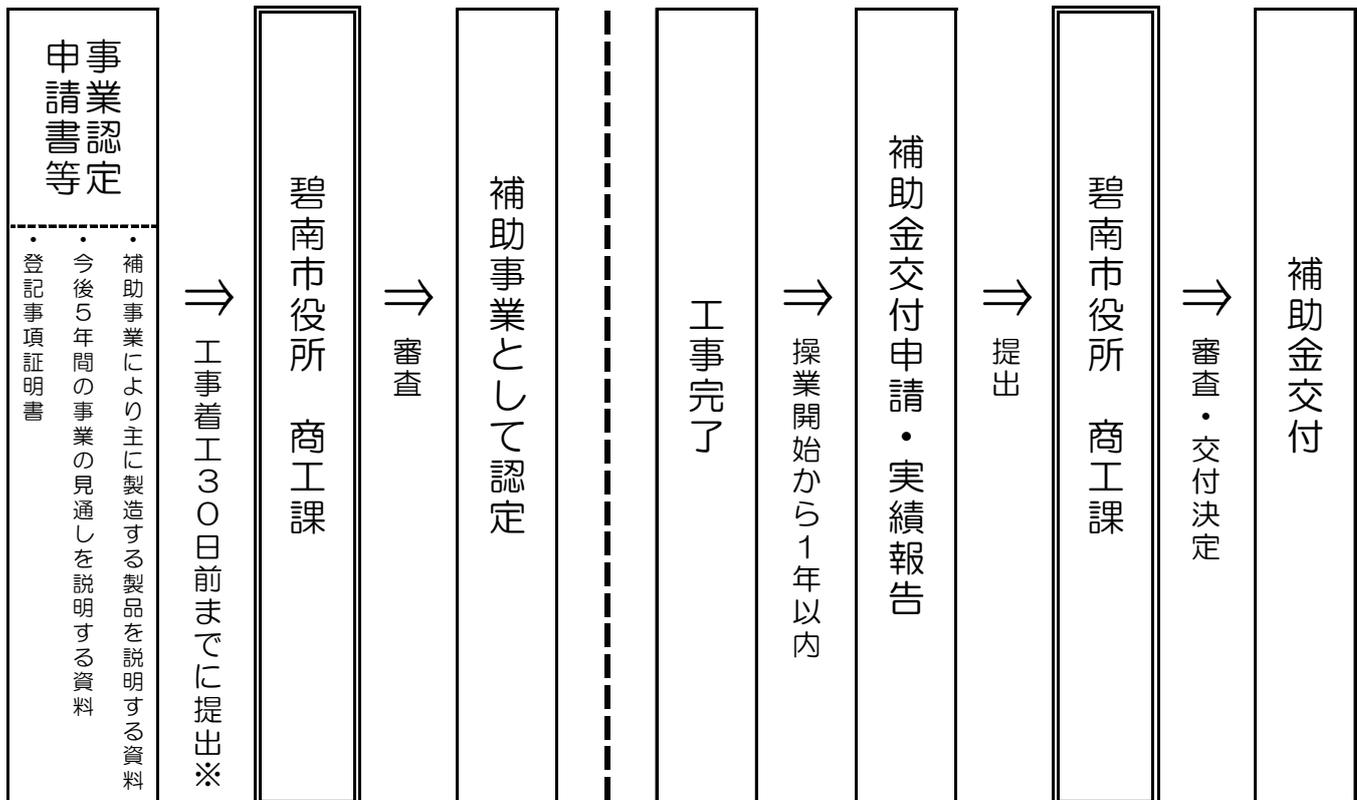
■要件■

- ・ 県内市町村に20年以上かつ、市内におおむね10年以上継続して立地していること。
- ・ 工場・研究所を新增設するための投資額が25億円以上であること。
- ・ 100人以上の常用雇用者数であること。

■補助金の額■

- ・ 土地を除く固定資産取得費用※の5%以内
(千円未満切捨)
- ※新增設に係る工場設備費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む。
- ・ 補助限度額・・・5億円
※愛知県からも同額の補助金交付があります

■補助金交付手続きの主な流れ■



※家屋の新增設を伴わず、償却資産のみの場合は発注する30日前までとなります

■その他注意事項■

県の補助制度と連動しているため、書類審査等に時間を要します。そのため、申請期限の制約もありますので、この制度を利用しようとする場合は必ず事前にご相談ください。

【問合せ】碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係 電話(0566)95-9895(直通)

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種

【西三河地域】岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

産業	業種
輸送機械関連産業	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業(274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業(2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。)、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業に限る。)
電気・電子機器関連産業	11 繊維工業、21 窯業・土石製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業に限る。)
機械・金属関連産業	11 繊維工業、16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業に限る。)
健康長寿関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く。)、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、16 化学工業(161 化学肥料製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業(323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業(枠を含む)に限る。)
農商工連携関連産業	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く。)、12 木材・木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業